

よくあるご質問

2024年6月14日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

貸付金の償還に関すること

Q1. 緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか？

A1. 「償還」とは、「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を償還いただく必要があります。

Q2. 私は償還免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか？

A2. 以下の表をご確認ください。 **※借受人の申込内容により開始時期が異なる場合があります。**

資金種類	償還開始時期
緊急小口資金 (令和4年3月31日までに申込)	令和5年1月～
総合支援資金(初回分) (令和4年3月31日までに申込)	
緊急小口資金 (令和4年4月1日以降に申込)	令和6年1月～
総合支援資金(初回分) (令和4年4月1日以降に申込)	
総合支援資金(延長分)	
総合支援資金(再貸付)	令和7年1月～

Q3. 償還方法を教えてください。

A3. 口座振替とコンビニ払込票を用いた償還方法があります。口座振替を希望する方は、申込が必要になります(Q5.～Q10をご覧ください)。それ以外の方はコンビニ払込票を送付しますので、コンビニでお支払いをお願いします。

Q4. コンビニ払込票には期限がありますか？

A4. 記載されている期日内に、コンビニでお支払いください。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>

よくあるご質問

2024年6月14日現在
記載の内容は予告なく改定されることがありますのでご了承ください

Q5. 口座振替を希望する場合、どのように申請すればいいですか？

A5. 口座振替登録専用サイト (https://www.acctrans-reg.jp/rtex/ar/nj3XA53q//?CRC_CD=RL3N) から登録いただくか、預金口座振替依頼書（今ご覧のホームページからダウンロードできます）をご記入のうえ、下記の問い合わせ先まで送付してください。

Q6. 本人以外の口座からの引落しはできますか？

A6. 原則本人以外の口座からの引落しはできません。借受人名義の口座のみとなります。

Q7. 口座振替の引き落とし日はいつですか？

A7. 毎月13日に引き落としとなります。（13日が土、日、祝の場合は翌営業日）

※通帳に記載される表記は RKS となります。

※複数の資金種類を借りている場合、合算額で引き落としを行います。

（毎月の償還額が緊急小口資金8,330円、総合支援資金が5,000円の場合、まとめて13,330円分の引き落としを行います。）

※引き落とし日の変更はできません。

Q8. 引き落とし日（13日）までに口座への入金が間に合わなかった場合、どうなりますか？

A8. 残高不足などにより引き落としができなかった場合、コンビニ払込票を送付いたしますので、そちらでお支払いください。

Q9. 口座振替の申し込みをしましたが、引き落とされず、コンビニ払込票が届きました。なぜですか？

A9. 本会にて口座振替の登録が完了次第、引き落としを行います。登録完了まではコンビニ払込票でのお支払いをお願いいたします。

Q10. コンビニ払込票を紛失してしまいました。 / 一括償還をしたいのですが。

A10. 個別にご案内いたしますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

〒338-0000

埼玉県さいたま市大宮区大宮1-5-1

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

受付時間：平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>